

会員規約



一般社団法人

住宅建築WEB担当者育成協会

by **Mirai** style

住宅建築WEB担当者育成協会 会員規約

第一章 総則

第1条(名称) 本会は、住宅建築WEB担当者育成協会(以下「本会」とする)と称する。

第2条(運営) 本会は、住宅建築WEB担当者育成協会事務局が運営する。

第3条(目的) 本会は、住宅・建築業界においてウェブサイトやデジタルツールの活用を担うWEB担当者の育成・評価の仕組みを整備し、会員が実践を通じて学び成長できる環境を構築することで、業界全体の発展に貢献することを目的とする。

第二章 会員資格

第4条(会員資格条件) 本会の会員は、パートナー会員、一般会員とし、本規約を遵守することに同意し、以下の各号に定める条件を満たす法人であって、本会が会員としてふさわしいと判断した者とする。

1. パートナー会員

- (1) 住宅建築WEB担当者育成協会の趣旨に賛同し、本会の事業を継続して発展させる意欲を有すること。
- (2) 積極的に知識・技術の習得に励むだけでなく、習得した内容を自身の会社のマーケティングに活かし会社の成長につなげる意志を有すること。
- (3) 株式会社ミライスタイルの顧客であり、会の理念に賛同した会員であること

2. 一般会員

- (1) 住宅建築WEB担当者育成協会の趣旨に賛同し、本会の事業を継続して発展させる意欲を有すること。
- (2) 積極的に知識・技術の習得に励むだけでなく、習得した内容を自身の会社のマーケティングに活かし会社の成長につなげる意志を有すること。

第5条(入会手続) 本会に入会を希望する者は、所定の入会手続を行い、本会の承認を得るものとする。

第6条(会員資格の有効期間)

1. 会員の資格の有効期間(以下「有効期間」という。)は、本会が入会を承認した日から、1年間とする。
2. 有効期間満了日の1ヶ月前までに、会員から本会所定の方法による退会の申し出がなく、かつ本会が更新を不相当と認める特段の事由がない限り、有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
3. 前項の定めにかかわらず、会員が会費の支払を怠った場合その他本規約に違反した場合には、本会は会員資格の更新を拒絶することができる。

第7条(除名等) 本会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員たる資格の一時停止または除名をすることができる。

- (1) 会費の支払いを滞納したとき
- (2) 本規約およびその他本会が定める規則に違反したとき
- (3) 本会および他会員の名誉、信用を毀損したとき
- (4) その他、会員として品位を損なうと認められる非行または言動があったとき

第8条(会員資格の譲渡禁止) 会員は、本会の会員資格を第三者に譲渡することはできないものとする。

第9条(退会)

1. 会員が本会を退会する場合には、所定の退会届を本会が受理した日の翌月末をもって退会とする。また、会費に未納金がある場合はこれを完納するものとする。
2. 会員は、本会を退会するにあたって、すでに支払った会費等の返還を求めることはできない。

第10条(会員資格の喪失) 会員は、次の事由が生じたとき、本会の会員資格を喪失する。(1)退会

(2)除名

(3)会員である法人または個人の解散、破産、または死亡

第三章 会員の権利・義務

第11条(会員の権利)

会員は、本会が入会申込書を受理した後、本会が提供する会員サービスを利用することができる。

第12条(会員の守秘義務)

会員は、本会の活動を通じて知り得た、本会または他の会員に関する技術上、営業上、その他一切の非公開情報を、本会の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

第13条(会費)

1. 会員は、本会の活動の対価として、別途定める年会費を、本会が指定する方法により支払うものとする。
2. 年会費は、第6条第1項に定める会員資格の有効期間の期間分とする。
3. 会員は、有効期間の満了をもって退会する場合を除き、第6条第2項に基づき自動更新される会員資格について、更新後の年会費を、本会が定める期日までに支払うものとする。
4. 会員が有効期間の途中で退会した場合、または会員資格を取り消された場合であっても、支払済みの会費は、法令に別段の定めがある場合を除き、一切返還しないものとする。

第14条(サービス利用における原則)

本会が提供する各種サービスの利用に基づいて発生した瑕疵、紛争については、本会の故意または重大な過失による場合を除き会員が全責任を負い、本会に対して一切の責任を追及しないものとする。

第15条(変更事項の届出)

会員は、氏名、住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに本会に届け出るものとする。

第四章 その他

第16条(管轄)

本規約および本会が提供するサービスの利用に関して生じた紛争については、茨城地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条(細則)

本規約に定めのない事項および本会運営上必要な細則は、本会がこれを定める。

第18条(改定)

本会は、本規約を変更する場合、変更内容および効力発生時期を、本会のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により会員に周知するものとする

■会員費用と会員サービス期間について

<パートナー会員様>

- 入会金: 55,000円(税込)
- 年会費: 198,000円(税込) ※月換算16,500円(税込)

<一般会員様>

- 入会金: 55,000円(税込)
- 年会費: 396,000円(税込) ※月換算33,000円(税込)

<サービス期間について>

- 入会日: 入会申込書受理日
 - ※会員申込後、受理まで3営業日前後お待ちください
 - ※会員期間は自動更新になります
- 退会日: 退会届受理日の翌月末
 - ※退会届ご提出後、受理まで3営業日前後お待ちください

その他、ご不明な点がございましたら、住宅建築WEB担当者育成協会までご連絡ください。

[2025年10月24日 制定]